

条件付き一般競争入札 発注情報（測量・建設コンサルタント業務）

発注番号	5-衛測1	
公告日（公表日）	令和5年9月6日（水）	
発注担当室	伊賀南部環境衛生組合 業務室	
業務の種類	土木関係コンサルタント（廃棄物）	
番 号	令和5年度（ ）第234705号	
件 名	伊賀南部浄化センター廃止に伴う事前調査業務委託	
場 所	名張市 薦生 地内	
履行期限	令和6年3月19日まで	
概 要 ※詳しくは、仕様書等を参照すること。	伊賀南部浄化センターの建築物ほか調査 一式	
入札参加資格要件	・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に公告日から開札日までの期間該当しないこと。	
	・ 公告日現在、「名張市入札参加資格者名簿」に登録されている者で、かつ、名張市が求める業種を参加希望業種に登録している者。	
	・ 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。	
	・ 「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を公告日から開札日までの期間受けていないこと。	
	・ この発注案件は、電子閲覧であるため、別添の仕様書を閲覧すること。	
	・ 公告の前日から引き続き、名張市の定める「測量・建設コンサルタント等」の業種区分において、「土木関係コンサルタント（廃棄物）」に登録している者。 ・ 公告日以前10年間に於いて、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設又はごみ処理施設のうちダイオキシン類対策特別措置法に係る廃棄物焼却炉を有すること）の解体前施設調査に係る業務を元請として履行した実績があること。なお、当該契約を履行した実績を証する契約書及び仕様書の写しを入札参加申請書に添付すること。	
入札保証金	免除	
契約保証	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 ・ <input type="checkbox"/> 必要（契約金額の10/100以上）※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る。	
予定価格（税抜）	3,376,000 円 ※ 予定価格と設計金額は同額です。	
最低制限価格の設定	有 ※算定式による（上限なし）	算定に適用する業務委託区分：②設計業務・用地調査等業務 2. 積算に技術経費の項目を計上する場合
前払金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る	
部分払	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る	
質問受付方法	質問書（契約管財室のホームページ掲載様式）により、契約管財室あてにFAX（0595-62-0778）で送付すること。	
質問受付期限	令和5年9月12日（火）午後5時まで	
質問回答方法・回答日	契約管財室ホームページ「お知らせ」で令和5年9月14日（木）午後5時頃までに公表	
入札参加申請書の受付期限	令和5年9月15日（金）正午まで【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）】 FAXにより参加申請した場合は、受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。	
入札参加無資格者の連絡	令和5年9月20日（水）午後5時までに電話で連絡する。 ※電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。	
入札書到着期限	令和5年9月25日（月） ※名張市郵便入札に係る封筒の記載要領（契約管財室のホームページ掲載）に基づき「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録郵便」のいずれかの方法により名張郵便局留で郵送すること。	
入札参加者及び立会人の公表	令和5年9月27日（水）午後3時頃までに契約管財室のホームページ及び契約管財室で公表 ※立会人に選ばれた場合に、立会いできないときは、令和5年9月27日（水）午後5時15分までに「立会人辞退届出書」を提出すること。【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）。FAXにより提出したときは受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。】 ※期限までに辞退届出書の提出がなく、立会いしなかった場合は、入札を無効とする。	
開札日時	令和5年9月28日（木） 午後2時05分	
開札場所	名張市役所4階 402会議室	

※留意事項：上記のほか、「名張市契約規則」、「条件付き一般競争入札運用基準」に基づくものとする。